

札幌市本庁舎構内電話機及び付帯設備 2

仕様書

本仕様書は、札幌市本庁舎に設置する、構内交換装置（主装置）及び電話機、付帯設備の仕様を規定する。

1 設置場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

地上 4 階から 7 階及び 12 階の一部

2 本仕様書の範囲

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 構内交換装置（主装置） | 一式 |
| (2) 多機能電話機およびその付帯設備 | 一式 |
| (3) 構内交換装置据付配線作業 | 一式 |
| (4) 電話機据付配線作業 | 一式 |
| (5) 試運転調整・検査 | 一式 |
| (6) 既設交換装置・電話機の撤去 | 一式 |
| (7) 既設交換装置・電話機の運搬 | 一式 |

3 納入品仕様

- (1) 構内交換装置（主装置）※本項に特に記載のない仕様に関しては、受注者標準とする。

ア 一般仕様

交換方式	交換方式	蓄積プログラム方式	
	通話方式	PCM時分割方式	
	局線応答方式	ダイヤルイン方式 ダイレクトインダイヤル方式 ダイレクトインライン方式 マルチライン方式	
電源条件	入力電圧	AC 100V ±10V	
	周波数	50/60Hz	
	蓄電池	停電補償 3 時間以上 (フルバックアップ)	
ダイヤル条件	P B 信号	0 から 9 *、#	
環境条件	環境	温度 5~40°C/湿度 45~85%RH (※シャフト内に主装置設置)	
	運転	連続運転、自然空冷式又は強制空冷式	
サービスクラス等	<ul style="list-style-type: none"> ・電報発信は電話機ごとに設定できること。 ・サービスクラスを電話機ごとに設定できること。(超特甲、特甲、準特甲、甲、準甲、乙) 		
番号計画	種別	桁数	番号
	内線番号	1 桁~4 桁	0~9、#、*
	特殊機能番号	1 桁~4 桁	0~9、#、*
	無線	1 桁~4 桁	0~9、#、*
	局線発信	0	
	局線転送 (一般内線)	フッキング	
収容回線	【別紙 1】 番号一覧 参照		

	機器名称	実装	備考
主要機器構成	構内電話交換機	一式	
	交換機整流器	一式	蓄電池への充電機能を備えること。
	交換機用蓄電池	一式	最低3時間の機能維持を行えるもの
	多機能電話機	一式	機能24ボタン以上
	単体電話機(アナログ)	一式	
	デジタルコードレス電話機	一式	外線8ボタン以上
	デジタルコードレスアンテナ	一式	
	機能ボタン		
	一般サービス機能	【別紙2】のサービス機能を備えること。	

イ 設置場所

- (1) 本庁舎4階北側EPS室(4階A-EPS)
- (2) 本庁舎4階南側EPS室(4階B-EPS)
- (3) 本庁舎5階北側EPS室(5階A-EPS)
- (4) 本庁舎5階南側EPS室(5階B-EPS)
- (5) 本庁舎6階北側EPS室(6階A-EPS)
- (6) 本庁舎6階南側EPS室(6階B-EPS)
- (7) 本庁舎7階北側EPS室(7階A-EPS)
- (8) 本庁舎7階南側EPS室(7階B-EPS)

※ 設置場所の詳細については、添付図面を参照すること。

ウ 局線増設用及び電話増設用パッケージは、将来の増設を見込むため、**20%以上**とすること。

エ FAX、アンサホン回線はルータ経由で主装置に接続する。

オ システム設定用電話機用ポートを主装置に設けること。

(9) 多機能電話機

ア 液晶ディスプレイを備えること。

イ ラインキー12以上を有すること。

ウ ファンクションボタンが12以上有すること。

エ 音量調整（着信音量・受話音量）を調整できること。

オ 保留警報機能を有すること。

カ 電話機ごとにワンタッチダイヤル発信が設定できること。

(10) コードレス電話（PHS）

ア コードレス電話同士混信しないこと。

イ 通話可能エリア内でハンドオーバーできること。

ウ 故障時等、迅速に代替機（同一内線番号使用）に切替が行えること。

エ 第二世代コードレス電話システム標準規格第6版準拠の端末が接続できること。

オ 当該通話エリア内でPHS端末は共通使用できること。

カ ファンクションボタン（外線ボタン）が8個以上あること。

キ 同一フロア内を移動してもファンクションボタンの割付が変化しないこと。

ク 保留警報機能を有すること。

ケ 他メーカーのシステムコードレスが導入される場合は、事業協力し、電波干渉が起きないようにすること。

(11) 単体電話機

ア DP及びPB信号を送出できること。

イ 着信音量を調整できること。

(12) 電話機台数およびアンテナ数

添付図面（6枚）を参照すること。端末の総数は下表のとおり。

		設置台数	予備台数	合計
固定電話機台数	多機能電話機	317	33	350
	単体電話機	9	1	10
コードレス電話機台数		101	29	130
コードレス電話機用アンテナ設置台数		各階ごとにおいて、端末に対して100%の同時通話数を確保できる台数を納入すること。予備機台数は必要台数の10%とすること。		

※各階電話台数集計表（※12階電話機の台数は7階の集計に含まれている）

	多機能電話	単体電話	コードレス端末
4階	74	1	18
5階	95	1	17
6階	65	3	32
7階	83	3	23
予備機	33	1	29
設置台数 合計	317	9	101
納入台数合計	350	10	130

(13) 構内交換装置据付配線作業、電話機据付配線作業、アンテナ配線取付作業

- ア 別添図面を参照し、構内交換装置及び電話機の据え付けを行うこと。
- イ コードレス端末のアンテナ据付配線作業を行うこと。
- ウ アンテナは壁または天井に取付するが、取付が困難な場合は本市担当者
と協議の上、取付すること。
- エ 本庁舎4階選挙管理委員会会議室の選挙用配線は残置とすること。
- オ 電話機のキーパターンシートを作成し、該当箇所に取り付けること。

(14) 試運転調整および検査

- ア 作業完了後に納入品一式の試運転調整を実施すること。
- イ 外線、内線の発着信や収容方法に関して試験を行うこと。
- ウ 本市で指定する端末や装置に関する確性或検査を行うこと。

(15) 既設構内交換装置・電話機の撤去・運搬

- ア 既設構内交換装置・電話機は更新の際に併せて撤去を行うこと。
- イ 撤去品は、まとめて札幌市内の指定する場所に運搬・引き渡しを行うこと。

4 作業仕様

(1) 既設構内交換装置への収容方法や設定に関しては、既設調査の上で新設の構内交換装置への更新を行うこと。また、運用上で不都合があると思われるものに関しては、本市担当者に報告し、協議の上で修正すること。

(2) 既設モジュラーまでの機ひもは交換を行うこと。既設モジュラーより端子盤側の既設配線など、流用可能なものに関しては流用してよいものとする（電話機端末除く）。

(3) 電話交換機及び電話機設置に伴い、仕様を実現するために必要な付帯工事があれば見積もりに含めること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項は次に基づき、本市の指示に従うこと。

※公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 平成31年版

※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 平成31年版

※公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 平成31年版

※電気設備工事監理指針 平成31年版

以上、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

(5) 作業時間

- ア 平日は原則17：15以降の作業とする。
- イ 土日、国民の祝日の作業は制限をしない。但し、札幌市の指示する日は制限する。
- ウ 更新作業前に作業表の提出を行い、本市の承諾を得ること。

(6) 保険等

受注者は、必要に応じて保険に加入すること。

(7) 作業中の安全確保及び環境保全について

公衆災害の防止、作業中の安全確保及び環境保全のための関係法令の記述に従うこと。

(8) 梱包材等

開封した梱包材は納品者にて持ち帰り、適切に処分すること。

(9) 完了後は図面の提出を行うこと。なお、図面は紙面のほか電子データでも提出すること（jww形式またはdxf形式にて提出すること）。

ア 配置図：納入する機器の配置に関し、執務室図面上に記載したものを納入すること。

イ 外形図：納入する機器の外形図を納入すること。

(10) 以下の完成図書を提出すること。

ア 納入機器一覧

イ 納入機器の取扱説明書

ウ 内線番号一覧

エ 局線一覧

オ 機器構成図

カ 各端末のボタン収容一覧

キ 施工部分の配線作業のしゅん功図（(13)項参照。完成図を納入すること）

5 契約期間

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日（火）から

令和 10 年（2028 年）2 月 29 日（火）まで

※電話機の更新は令和 4 年（2022 年）2 月末までに順次実施し、更新が終わったものから使用開始するものとする。

ただし、賃借人札幌市は契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができるものとする。

6 保守・故障対応

- (1) 端末故障や障害発生時に対応する保守体制に関して本市に提出すること。
また、作業員派遣による対応が必要な故障発生時に作業員が2時間以内に現場に入れるよう拠点を設けていること。
- (2) 設置後の運用途上で生じる端末の移設やそれに際した配線作業・構内交換装置の設定変更に関しては、別途単価契約を行って実施するものとする。

7 特記事項

- (1) 本市で実施する事業により、構内電話構内交換装置本体等に仕様の変更が必要なときは、受注者は本市の指示に従い、事業協力すること。ただし、受注者は必要な部品の交換等を自己の負担において行うものとする。
- (2) リース期間満了後におけるリース物品の買取または再リースについて当事者は協議することができるものとする。